

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年 第9回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年9月25日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時00分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：10人)		(欠席人数：7人)	
		1	川鍋 信一	6	高橋 公彦
		2	齋藤 千松	7	萩原 勝
		3	鈴木 宏	8	星野 治三郎
		4	水口 健二	9	渡邊 幸夫
		5	小川 利雄	12	横井 貞夫
		10	山崎 勇喜	16	内田 高由
		11	伊藤 弘子	18	市川 大倫
		13	折原 みち子	15	(欠番)
		14	前島 喜一	19	(欠番)
	17	小久保 静夫			
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第4条(知事)：公開 議案第3号農地法第5条(知事)：公開 議案第4号農地法第5条の許可後の計画変更申請(知事)：公開 議案第5号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開			
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：			

配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1	川鍋 信一
	13	折原 みち子
	17	小久保 静夫

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>運営委員会を</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）について、書面の配布をもって行いました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案3件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案3件</p> <p>日程4 議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請（知事）」1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」の合計5議案となります。</p> <p>なお、「農地法第5条（知事）」の申請番号54番及び58番は、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号46番は、令和2年9月18日付春日部市長より取下願がありましたので、意見は不要となりますので、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号1番川鍋信一委員、13番折原みち子委員、17番小久保静夫委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の</p>

	<p>議事に入る前には、入室の確認をいたします。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程 1 議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 1 6 番から 1 9 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について、申請が 1 件あったので、審議を求める。議案書の 1 頁をご覧ください。</p> <p>申請番号 2 7 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。譲渡人の持分を贈与し、譲受人の単独の所有になります。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号 2 7 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号 2 7 番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和 2 年 9 月 1 4 日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地について、雑草が繁茂しており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 3 番折原みち子委員より申請番号 2 7 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 2 7 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地について、雑草が繁茂しており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導したところ是正の意思を示し、雑草が刈り取られ農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている</p>

	<p>ことが確認できたため、当該申請については、事前審査委員 5 人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 27 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条 (委員会)」について申請番号 27 番を許可と決しました。 次に、日程 2 議案第 2 号「農地法第 4 条 (知事)」を議題といたします。申請番号 12 番、13 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条 (知事)」について、許可申請が 2 件あったので、審議を求める。議案書の 2 頁をご覧ください。 申請番号 12 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、自宅の建て替えに伴う建築基準法上の接道要件を確保するためです。案内図は 3 頁、詳細図 4 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。被害防除措置として、土留めを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。工事不要のため資金は不要です。本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。開発調整課から適合証明書は承認されています。建築確認申請を建築課と事前相談中です。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、農地区分は第 2 種農地と考えます。 申請番号 13 番について、詳細は議案書のとおり。申請地は隣地とともに貸駐車場として利用されていますが、隣地駐車場が別用途に開発されるため、駐車場への進入路がなくなることから今回の申請に至ったものです。案内図は 5 頁、詳細図 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。隣接する農地はありません。資金については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号 12 番、13 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号 12 番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員と萩原農業委員と同行して令</p>

和2年9月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号13番について、鈴木推進委員より、新井推進委員と市川農業委員と水口農業委員と同行して令和2年9月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に議席番号13番折原みち子委員より申請番号12番、13番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号12番、13番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号12番、13番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号12番、13番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号47番から53番、55番から57番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が10件あったので、審議を求めます。議案書の3頁をご覧ください。

申請番号47番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、分家住宅を建築するためです。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見

書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として土留めブロック設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画で、同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。

申請番号48番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はオリーブを作付けする計画です。案内図は9頁、詳細図は10頁から12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。なお、本案件及び申請番号56番については、同一施行者による今月の申請が2件及び今年6月に許可を得て完了届が提出され現在確認中の案件1件があります。次に、申請地域は土地改良事業を行っている地域のため、土地改良をする必要性がないと考えます。次に、隣接農地地権者から農地改良について軟弱地盤のため留意してほしい意見があるため、隣接農地に影響を及ぼさないよう盛土の高さに充分留意する必要があります。

申請番号49番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、事業拡大による駐車場の敷地拡張です。案内図13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年8月5日既存施設の拡張で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、新設ブロック及び土留めを設置します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号50番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、河川工事における緊急時対応のための駐車場の設置です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間中の駐車場の設置の計画のため、河川工事期間内

における一時転用として申請することが望ましいと考えます。

申請番号51番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業等を営んでいます。転用計画は、社用車を移動し作業効率をあげるための駐車場の設置です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。隣接農地はありません。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号52番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はイチジク・オリーブ・さつま芋・イチゴ等を作付けする計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁から22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地の利用については、適合証明が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号53番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は施設園芸のイチゴのハウスの設置です。案内図は23頁、詳細図は24頁から25頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。

申請番号55番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はネギ・大根・白菜・トマトを作付けする計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁から32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。なお、同一施行者による先月進達した案件1件があります。

申請番号56番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は白菜・ネギを作付けする計画です。案内図は33頁、詳細図は

34頁から36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されていません。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

申請番号57番について、詳細は議案書のとおり。議案第4号申請番号1番の農地法第5条の許可後の計画変更申請の関連案件となります。埼玉県の要綱で定められた必要書類である「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認書」が添付されていない書類不備のため不許可相当と考えます。

議長

次に、申請番号47番、48番、52番、53番、55番、56番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号47番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和2年9月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部について、残土が置かれており、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号55番、56番について、石井推進委員より、星野農業委員と同行して令和2年9月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号48番について、山崎推進委員より、内田農業委員と小久保農業委員と同行して令和2年9月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地について、雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号52番について、山崎推進委員より、内田農業委員と小久保農業委員と同行して令和2年9月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地について、雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号53番について、新井推進委員より、内田農業委員と横井農業委

員と同行して令和2年9月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地について、竹や雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

議長

次に、議席番号13番折原みち子委員より申請番号47番、48番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号47番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地の一部に残土が置かれており、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導したところ是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地に、雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導したところ是正の意思を示し、雑草が刈り取られ農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。なお、先ほどの事務局の説明のとおり、同一施行者による先月進達した案件1件があるため、埼玉県審査にあたっては、施工状況を十分精査の上審査する必要があること。次に、申請地域は土地改良事業を行っている地域のため、土地改良をする必要性がないこと。次に、隣接農地地権者から農地改良について軟弱地盤のため留意してほしい意見があるため、隣接農地に影響を及ぼさないよう盛土の高さに充分留意すること。以上3点を留意する旨の意見を付すこととしました。

議長

次に、議席番号14番前島喜一委員より申請番号49番から53番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号49番、51番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、

農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号50番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、工事期間中の駐車場の設置の計画のため、河川工事期間内における一時転用として申請することが望ましいと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

申請番号52番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地について、雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導したところ是正の意思を示し、雑草が刈り取られておりましたが一部管理されていないところがあり、埼玉県審査にあたっては、適正な管理を確認後、審査を実施することの意見を付し、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

申請番号53番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地について、竹や雑草が繁茂しており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導したところ是正の意思を示し、雑草が刈り取られ、竹については肥培管理され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号17番小久保静夫委員より申請番号55番から57番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号55番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。なお、先ほどの事務局の説明のとおり、同一施行者による先月進達した案件1件があるため、埼玉県審査にあつ

ては、施工状況を十分精査の上審査する必要があることの見解を付すこととしました。

申請番号56番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。なお、先ほどの事務局の説明のとおり、同一施行者による今月の申請が2件及び今年6月に許可を得て完了届が提出され現在確認中の案件が1件あるため、埼玉県審査にあたっては、施工状況を十分精査の上審査する必要があることの見解を付すこととしました。

申請番号57番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、議案第4号申請番号1番で次に審議する議案であり、埼玉県の要綱で定められた必要書類である「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認書」の添付がされていないため、書類不備であり不許可相当と考えます。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号48番、52番、55番、56番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。申請番号50番、57番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号48番、52番、55番、56番と、50番、57番と、47番、49番、51番、53番を別に審議することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。
議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号47番、49番、51番、53番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号47番、49番、51番、53番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に申請番号48番、52番、55番、56番を許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号48番、52番、55番、56番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号48番、52番、55番、56番を農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に申請番号50番、57番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号50番、57番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に日程4議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請（知事）」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請について」、許可申請が1件あったので、審議を求める。議案書7頁をご覧ください。</p> <p>申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。平成25年5月に本申請の譲渡人が店舗を建設するために許可を得ましたが、店舗の建築ができないため変更申請がありました。申請理由は、建築業を営んでいる譲受人が作業効率をあげるため資材置場を設置します。案内図は41頁、詳細図は42頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。資金計画については、自己資金として譲渡人の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。しかし、平成25年当時に店舗が建築できなかった理由が記載されていないこと。今回の農地転用は、譲渡人本人が転用し譲受人へ渡す資金計画が提出されていることにより、譲受人が資材置場を設置するという埼玉県の要綱と相違があること。次に、今回の譲受人の資材置場の設置に伴う必要性についての資料が不明確なこと。次に、申請地の現況において、農地状態でないこと。以上のことから不適正と考えます。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。</p> <p>申請番号1番を不承認とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「農地法第5条の許可後の計画変更申請について」申請番号1番について不承認と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程5議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定につ</p>

	いて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書8頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。9月4日まで意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。
議長	おはかりいたします。本案につきましては、申請番号47番については、私が議事参与の制限に該当いたしますので、先に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。それでは農業委員会会議規則第10条の規定の議事参与の制限により、私が議事参与できませんので、小川会長職務代理に議長を交代し、退席いたします。この際、暫時休憩といたします。 (休憩) [会長退室、会長職務代理と交代]
議長(会長職務代理)	休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号47番につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により齋藤会長が議事参与できないため、私が議長を務めます。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長(会長職務代理)	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号47番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長(会長職務代理)	起立全員です。議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号47番について原案のとおり決定することと決しました。申請番号47番の案件が終了しましたので、議長を交代します。この際、暫時休憩といたします。 (休憩)(委員入室)(会長と議長を交代)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号48番から70番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号48番から70番について原案のとおり決定することと決しまし

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>た。</p> <p>次に、日程 6 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」 日程 7 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 8 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 9 報告第 4 号「違反転用事案報告」</p> <p>につきましては、議案書の 20 頁から 29 頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。</p> <p>利用状況調査について、7 月 6 日に 4800 通発送しまして、9 月 16 日現在、3100 通回答がありました。</p> <p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020 年第 9 回総会を閉会いたします。 閉会（午前 11 時 00 分）</p>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>署名者の職・氏名</p> <p>議 長 会長 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p>	